

諮詢序：厚生労働大臣

諮詢日：令和7年4月8日（令和7年（行個）諮詢第92号）及び同年7月25日（同第207号）

答申日：令和7年12月17日（令和7年度（行個）答申第158号及び同第160号）

事件名：特定日に本人に対して特定労働局特定部特定課長が謝罪を実施した際に特定労働局及び本省との間でやり取りしたメール等の不訂正決定に関する件

本人が求めた説明等を拒否した際の記録の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1及び2に掲げる各保有個人情報（以下、「本件対象保有個人情報1」と「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の要旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）90条1項の規定に基づく訂正請求に対し、令和6年12月16日付け埼労発基1216第7号及び令和7年4月18日付け厚生労働省発基0418第4号により埼玉労働局長及び厚生労働大臣（以下、併せて「処分庁」といい、厚生労働大臣は「諮詢序」ともいう。）が行った各不訂正決定（以下、順に「原処分1」と「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

（1）原処分1に係る審査請求

令和6年特定日、審査請求人（弁護士同席）に対して埼玉労働局の特定職員が謝罪した際のやり取りについて、審査請求人や代理人弁護士が発言もしていない事を、あたかも発言したかのように嘘が書かれていた。発言の趣旨を大きく捻じ曲げ、謝罪対応した内容から大きく逸脱することから、事実を捏造し虚偽の報告を行っている文章の開示を受けたため。

特定職員が謝罪した事案（特定労働基準監督署の特定官による不適切な発言や行為）は、すでにメディアでも報じられていることから、嘘や

虚偽の報告（開示）はやめていただきたい。

別紙資料（添付略）

ア 特定職員が謝罪した際の反訳の一部

イ 特定の新聞（特定年月日）

ウ 謝罪時の反訳書（一部）

（2）原処分2に係る審査請求

訂正しないこととした理由として「事実でないとすることについて、具体的な根拠が示されておらず」とあるが、通話の録音記録があるにも関わらず根拠がないと言い逃れをするのであれば、すでに弁護士が同席する中で埼玉労働局が謝罪し、メディアでも報じられた厚生労働省事務官による不適切発言と同じことの繰り返しとなり、国民の疑惑や不審を招く行為となる。

訂正できないのであれば、国家公務員である貴庁特定職員による、審査請求人に対する名誉毀損、国家公務員としての嘘の報告をしたとして対処せざるを得ない。

従って、訂正すべきである。

第3 質問庁の説明の要旨

1 本件各審査請求の経緯

（1）審査請求人は、訂正請求者として、令和6年10月22日付け（同日受付）及び令和7年2月10日付け（同月12日受付）で、処分庁に対して、法90条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る訂正請求をした。

（2）これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、令和7年1月8日付け（同月10日受付）及び同年4月25日付け（同月30日受付）で本件各審査請求をした。

2 質問庁としての考え方

本件各審査請求については、訂正請求に理由があると認められないことから、原処分を維持することが妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

（1）本件対象保有個人情報の特定について（略）

（2）訂正の要否について

ア 訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由が

あると認めるときは、法92条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになると解される。

イ 本件対象保有個人情報1の訂正請求において、審査請求人は、訂正請求の理由として、要旨、「開示された「審査請求人に対する謝罪対応（概要）」の特定箇所の内容について、審査請求人及び審査請求人の代理人が有している音声記録と異なる部分や意図的に改ざん・ねつ造していると推測される箇所が散見される」旨を主張し、当該箇所の内容全てについて訂正すべきと主張しているが、訂正の要否を判断できる客観的根拠は示されていない。

なお、対応記録の概要は、必ずしも対応時の会話内容の全てをそのまま記録するものではなく、作成者の裁量においてその概要を記録するものであるため、概要の特定箇所の文言に一部音声記録と異なる部分があるとしても、当該箇所の内容そのものが事実と異なると認められなければ、その全てについて訂正する必要はない。

ウ 本件対象保有個人情報2の訂正請求において、審査請求人は、訂正請求の理由として、要旨、「訂正を求める部分の記載内容が審査請求人の実際の発言内容と異なっており、事実でない」旨を主張し、当該箇所の内容全てについて訂正すべきと主張しているが、訂正の要否を判断できる客観的根拠は示されていない。

なお、原処分2の開示文書（本件対象保有個人情報2）は、令和6年特定日における審査請求人と特定職員との電話記録であるが、電話記録は、必ずしも対応時の会話内容の全てをそのまま記録するものではなく、通常その概要を記録するものであるから、仮に概要の特定箇所の文言に一部音声記録と異なる部分があるとしても、当該箇所の内容、主旨が事実と異ならないならば、これらの情報について訂正することに理由があるものとはいえない。

エ したがって、本件各訂正請求については訂正の必要がないと認められることから、法92条に基づく訂正を行う義務はない。

4 結論

以上のとおり、本件各審査請求については、法93条2項の規定により訂正をしないこととした原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審

議を行った。

- | | |
|------------|--------------------------------|
| ① 令和7年4月8日 | 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第92号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同年7月25日 | 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第207号） |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ⑤ 同年11月28日 | 審議（令和7年（行個）諮問第92号及び同第207号） |
| ⑥ 同年12月10日 | 令和7年（行個）諮問第92号及び同第207号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各訂正請求について

本件各訂正請求は、本件対象保有個人情報の訂正を求めるものであり、処分庁は、不訂正とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正の要否について検討する。

2 本件対象保有個人情報の訂正の要否について

（1）訂正請求対象情報該当性について

ア 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法90条1項において、同項1号及び2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

イ 訂正請求対象情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が法76条1項の規定に基づき開示請求を行い、別紙の1及び2に掲げる日付並びに文書番号による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報であることから、法90条1項1号に該当すると認められる。

また、審査請求人は、本件対象保有個人情報が記録された文書のうち、別表の1欄の文書につき、同表の2欄のように具体的なやり取りの発言の訂正を求めており、訂正請求部分は、法90条1項の訂正請求の対象となる「事実」に関する記載であると認められる。

（2）訂正の要否について

ア 訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えて

いるのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法92条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張、根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

イ　諮問庁は、上記第3の3（2）イ及びウにおいて、要旨以下とおり説明する。

訂正請求の対象である別表の1欄に掲げる「審査請求人に対する謝罪対応（概要）」（以下「謝罪対応」という。）及び「電話対応概要メモ」（以下「概要メモ」という。）については、訂正の要否を判断できる客観的根拠は示されていない。

また、「謝罪対応」及び「概要メモ」は、必ずしも対応時の会話内容の全てをそのまま記録するものではなく、作成者の裁量においてその概要を記録するものであるため、特定の箇所の文言に一部音声記録と異なる部分があるとしても、当該箇所の内容、主旨が事実と異なると認められなければ、訂正する必要はない。

ウ　以下検討する。

(ア) 当審査会において確認したところ、諮問書添付の「謝罪対応」には、審査請求人の労災請求に伴う対応の中で特定労働基準監督署の職員から不適切な発言があったという事案に関して、埼玉労働局が審査請求人に謝罪を行った際のやり取りが記載されており、また、諮問書添付の「概要メモ」には、埼玉労働局の職員が審査請求人の個人情報を話したと審査請求人が主張している事案に関して、審査請求人が厚生労働省本省の職員に電話をかけた際のやり取りが記載されていると認められる。

(イ) 本件対象保有個人情報の利用目的は各開示決定通知書によると「個別事案に係る対応のため」とされているところ、「謝罪対応」及び「概要メモ」は、審査請求人に関する労災認定等事務に関連して発生した個別事案への対応のために作成されたものであり、事案の担当者が作成した審査請求人とのやり取りの記録であると認められる。また、このような文書の性格からすれば、やり取りの全てを記載することが求められる文書であるとは言い難く、担当者の理解と判断に基づき、要点を絞って記載したり、やりとりの場に同席し

ていない職員に的確に意味が伝わるよう、言葉を補って記載したり、要約して記載したりすることは担当者の裁量に委ねられているものと認められる。

また、審査請求人は、本件対象保有個人情報のうち、「謝罪対応」に関しては、音声記録の一部について文字化した資料を提示しているが、上記のように作成された「謝罪対応」の記載内容が誤っているものとして訂正するに足る客観的な証拠が提示されているとまでは認められない。

- (ウ) 以上を踏まえると、「謝罪対応」及び「概要メモ」につき、訂正する必要がないとする上記イの諮問序の説明が、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。
- (エ) したがって、本件各訂正請求は、法92条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法92条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないとして不訂正とした各決定については、本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙 (開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報について)

- 1 開示決定通知書の文書番号：埼労発基0722第2号
日付：令和6年7月22日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
 - ・申請者に対して、ハラスメントと解せる行為を実施した特定労働基準監督署特定職員が私に対し、聴取した際の記録の一切（原議書、局内協議書面なども含む）
 - ・令和6年特定日、申請者に対して埼玉労働局特定職員（現・本省職員）が謝罪を実施した際に行われた局内打ち合わせ等の記録の一切（特定職員、貴庁と本省等とやり取りした担当のメール、メモ等も含む）
- 2 開示決定通知書の文書番号：厚生労働省発基1223第4号
日付：令和6年12月23日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
令和6年特定日、本省1階より電話にて特定職員に対し、埼玉労働局特定職員が出演する取材記録の視聴確認・説明を求めたところ（特定団体の特定者が同行）、会うこともなく拒否した際の記録。

別表

区分		1 訂正を求める文書	2 訂正を求める具体的なやり取りの発言について
質問第92号	本件対象保有個人情報1	「審査請求人に対する謝罪対応（概要）」（このうち、訂正を求める部分は、2頁「2 謝罪後のやり取り」の全て）	<p>（訂正を求める部分について、審査請求人は、以下の2例を挙げている。）</p> <p>（1）審査請求人の発言「実際に、特定職員の発言を録音したデータがある。これは、既に埼玉労働局にも提出済みであるが、それを聞いた上での謝罪か。聞いたことがないのであれば、今から流すので、しっかり聞いてもらいたい。」</p> <p>と記載されているが、審査請求人及び代理人が有している音声記録からは、そのような文言や発言は確認できない。</p> <p>実際、審査請求人は以下の発言をした。</p> <p>「一度、音声聞かれてみませんか？どう言うふうに仰っていたのか。聞きます？もしあれでしたら、それ反訳したやつあるんで、これ見ながらでも構わないんですけど、いいですか？」</p> <p>（2）代理人弁護士の発言「この問題は、簡単には終わらない。今後も徹底的に追求していく。」</p> <p>このような発言も確認できない。</p>
質問第207号	本件対象保有個人情報2	「電話応答概要メモ」	審査請求人の発言「もう一度言うが、見ないということでおいのだな。私ははっきり聞きましたよ。どうなっても知らないぞ。今ここに子供達も沢山いますよ」と、審査請求人が子供達に危害を与えるかもしれない、審査請求人は悪い奴だ！と、意図的に思われるよう作文され、審査請求人の尊厳や人格・人権を大きく傷つけるにも関わらず、特定職員は、開示されたメールにて、他の職員に国家公務員として嘘の報告をしている事から、事実とは異なる悪意たる箇所の訂正を求める。

(注) 当表は、訂正請求書及び補正書の記載に基づき、当審査会事務局において作成した。